

## 平成20年度事業計画書

住宅及び住宅金融に関する有用な情報提供を積極的に推進するとともに、住宅金融支援機構（以下「機構」という。）の円滑な事業実施への的確な協力を行うため、以下に掲げる事業を行う。

### 1 調査研究にかかる事業

住宅・金融に関する調査研究を、産学官との交流などを通じて幅広く行う。また、住宅問題調査会の会員に対する定期的な資料配付など、有用な情報提供を行う。

### 2 セミナーにかかる事業

住宅ローンアドバイザー養成講座、技術者向けセミナーなどを通じ、住宅ローン全般についての知識並びに住宅技術基準・工事共通仕様書に関する情報など利用者ニーズに即した情報提供を推進する。

### 3 建築確認・検査にかかる事業

首都圏地域（東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県。以下同じ。）及び首都圏周辺地域（茨城県、栃木県、群馬県、山梨県及び静岡県。以下同じ。）において、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築確認・検査を行う。

### 4 構造計算適合性判定にかかる事業

東京都、神奈川県、埼玉県、茨城県及び栃木県において、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく構造計算適合性判定を行う。

### 5 住宅の性能評価にかかる事業

首都圏地域及び首都圏周辺地域において、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）に基づく住宅性能評価を行う。

### 6 機構の審査にかかる事業

#### (1) 機構の証券化支援事業にかかる物件検査

首都圏地域及び首都圏周辺地域において、機構が譲受け等行うこととなる債権（以下「フラット35」という。）にかかる住宅の物件検査を行う。

#### (2) 機構融資にかかる物件審査

首都圏地域及び首都圏周辺地域において、機構が融資する住宅の物件審査を行う。

### 7 マンション情報登録にかかる事業

機構が定める維持管理に関する基準に適合するマンション（共用部分）の情報などを登録・管理し、フラット35などの手続きの簡素化に資するとともに、物件情報を広く提供する。

### 8 住情報にかかる事業

適切な住宅取得を支援するため、インターネット・ホームページを活用し、専門家による相談事例・アドバイスなど、有用な情報の提供を推進する。

### 9 出版にかかる事業

#### (1) 協会図書

住宅取得者等にとって役立つ知識や情報を提供するため、ニーズに対応したガイドブックなどの出版物を頒布する。

#### (2) 融資関係図書

住宅ローン利用者等の利便に供するため、住宅工事仕様書、フラット35にかかる申込案内書などの頒布を行う。

### 10 情報機器にかかる事業

モーゲージバンカー等がフラット35にかかる事務処理を的確に実施するためのシステム開発及びその保守などを行う。

### 11 その他

(1) 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）に基づく住宅瑕疵担保責任保険法人からの検査業務の受託について検討・実施する。

(2) 公益法人制度改革3法に関する政令及び内閣府令を踏まえて、協会の機関設計や公益目的事業について検討する。